

議事日程 (第3号)

平成20年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第40号議案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第41号議案 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第 3 第42号議案 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 4 第43号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第44号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 6 第45号議案 平成20年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第46号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第47号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第48号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第49号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第11 第50号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第12 第51号議案 中間市道路線の変更について
(日程第10～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 請願第2号 小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書
第22号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 非正規労働者の労働条件確保に関する意見書
第27号
(日程第15 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の見直しを
第28号 求める意見書

(日程第16 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 妊婦健診の無料化と出産一時金の拡充を求める意見書
第29号

(日程第17 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第18 第35号議案 中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条
(平成19年) 例

(日程第18 継続審査)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民部長	中野 諭君	保健福祉部長	伊東 久文君
福祉事務所長	藤井 紀生君	建設産業部長	野上 忠良君

教育部長	……	牧野 修二君	上下水道局長	……	村田 猛君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	……	一田 健二君
経営企画課長	……	小島 一行君	財政課長	……	元嶋 伸二君
総務課長	……	白尾 啓介君	課税課長	……	大野 順一君
介護保険課長	……	山本 信弘君	健康増進課長	……	中尾三千雄君
土木管理課長	……	増田令次郎君	都市整備課長	……	中嶋伊佐雄君
教育総務課長	……	中村信一郎君	下水道課長	……	佐藤 満洋君
市立病院課長	……	成光 嘉明君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1に入ります前に、この際お諮りいたします。佐々木晴一君から12月5日の本会議における発言について、会議規則第62条の規定により、他の議員のプライバシー侵害に関する発言部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、佐々木晴一君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第1. 第40号議案

日程第2. 第41号議案

日程第3. 第42号議案

日程第4. 第43号議案

日程第5. 第44号議案

日程第6. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第40号議案から日程第6、第45号議案までの平成20年度各会計補正予算6件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

皆さん、おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案一般会計補正予算（第3号）のうち、総務委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は1億7,130万円で、一般会計の総額は1億6,050万円とするものです。

補正の主なものといたしましては、歳出における職員人件費について、本年度も定員管理計画に基づき退職者の補充を抑制していることに伴い、職員給料7,260万円の減額や、職員手当等4,350万円の減額など、総額1億1,610万円を減額いたしております。

また、歳入につきましては、本年度の普通交付税が確定いたしましたので、その補正を増額いたしております。本年度の普通交付税は、国の三位一体改革によって、地方交付税の大幅な減額が続いており、その改善対策として、地方の自主的、主体的な活性化施策に必要な歳出に資するため、本年度新たに地方再生対策費がなされ、これにより普通交付税は39億9,730万円と、昨年度と比較して1億5,870万円、率にして4.1%の増額となっています。

次に、総務費として一般管理費を900万円減額し、この補正は本年4月1日の人事異動に伴う総務部所管42人分の職員人件費の減額であります。その主なものは給料860万円、職員手当424万円がそれぞれ減額されております。また、このたび提起されました損害賠償請求訴訟の弁護士着手金として、報償費に350万円の予算を計上しています。

企画費におきましては、工事請負費に400万円の増額補正を行い、この内容につきましては、中間市内を運行しています西鉄バス北九州が、毎年多額の赤字が続き、平成21年4月1日をもって中間線の廃止の申し出があり、本年8月に住民代表を含む中間市バス対策協議会を設置し、協議、検討の結果、赤字補てんにより運行を存続及び一部路線を新設することで承認をいただいたことから、新規バス停の設置に伴う街路樹の移植及び新規路線の歩道の切り下げなどの工事費として計上いたしております。

以上が、当委員会に付託されました概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案平成20年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、教育部所管で歳入の主なものは、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金290万円が増額されております。

歳出といたしましては、社会教育総務費として、ハーモニーホール改修工事負担金5,550万円、体育文化センター内部改修工事費3,500万円の増額補正となっております。内容につきましては、ハーモニーホールの舞台機構や音響、照明、空調設備等の老朽化に伴う改修工事によるものであり、また体育文化センターにおきましては、公式戦等を可能にするための照度の確保と競技に対応するためのフロアの改修工事を行うためのものでございます。

また、学校管理費として、中学校各種活動費補助金300万円を増額補正しております。

これは中間東中学校ブラスバンド部全国大会出場に伴うものでございます。

次に、市民部所管の環境衛生費では、環境の里づくり事業に要する経費2,840万円が減額補正されています。

清掃総務費では、塵芥処理に要する経費として、広域組合負担金1,120万円が増額されています。これは旧岡垣清掃センター最終処分場の保有水減量対策工事費のための負担金でございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容でございます。

討論において、委員の中から、環境の里づくり事業について、急いで取り組む事業ではなかったのではないかという意見がございました。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第41号議案、第44号議案、第45号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第40号議案一般会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、平成19年度事業の精算に伴う生活保護費国庫負担金返還金3,890万円、自立支援医療費国庫負担金返還金530万円、自立支援医療費県費負担金返還金260万円が増額されています。

また、民生費の知的障害者福祉費では、入所更生施設サービス費510万円、通所授産施設サービス費750万円が増額され、老人福祉費では地域介護・福祉空間整備事業交付金1,000万円、後期高齢者医療制度システム開発委託料100万円が増額されており、精神障害者保健福祉費では、居宅介護給付費、共同生活援助事業訓練等給付費、就労移行支援訓練等給付費をあわせて190万円が増額されています。

さらに、児童福祉費では、次世代育成支援対策交付金170万円、保育対策等促進事業費補助金50万円が増額されています。

次に、第41号議案特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、保険給付費のうち、高額療養給付費7,500万円が増額されていますが、調整対象基準額の相殺処理のため、前期高齢者納付金8億4,540万円が減額され、また老人保健拠出金4,680万円、介護納付金3,470万円が減額されています。

歳入では、調整対象基準額の相殺処理のため、前期高齢者交付金を歳出の前期高齢者納

付金と同額の８億４，５４０万円が減額されています。

次に、第４４号議案介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、平成１９年度事業の精算に伴う介護給付費国庫負担金返還金２，６９０万円、県費負担金返還金１９０万円が増額され、保険給付費では介護予防住宅改修負担金４００万円、高額介護サービス負担金４００万円が増額されています。

歳入では、介護保険料１４０万円、国県支出金２９０万円、支払基金交付金９９０万円、繰越金２，１４０万円が増額されております。

次に、第４５号議案病院事業会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、資本的支出の建設改良費に空調機修繕費として２，４３０万円が増額されております。これは手術室及び手術準備室の環境改善を図るとともに、一般病棟系列の空調室外機の故障に伴い、修繕を行ったことによるものです。

歳入については、資本的収入の負担金２，２９０万円が増額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、いずれも全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

最後に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４０号議案、第４２号議案及び第４３号議案の補正予算３件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました、所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、第４０号議案平成２０年度中間市一般会計補正予算（第３号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、まず歳入として交通安全対策特別交付金１００万円、農村環境整備事業工事費の変更に伴う農村整備総合事業費補助金１３９万６，０００円をそれぞれ増額いたしております。

次に、歳出として総務費の財産管理費では、吉田ぼた山跡地売却に伴う不動産鑑定料１２８万４，０００円、土地開発公社が先行取得しておりました用地買い戻しのための公有財産購入費３，０９０万円をそれぞれ増額いたしております。なお、この用地には、社会福祉協議会が認知症対応型の通所施設を来年４月１日に開所する予定であります。交通安全対策費として、市内街路灯の電気料２００万円、交通安全施設整備工事費１００万円をそれぞれ増額いたしております。

次に、農林水産業費の農業総務費では、人事異動に伴う職員人件費として９１５万

3,000円の増額、農地費では農道整備工事測量委託料330万円、農道整備工事費に伴う用地購入費350万円をそれぞれ減額いたしております。これはいずれも来年度県補助事業として要望するために減額したものであります。農村地域整備開発促進事業費では、国の新規事業に伴い中間地域担い手育成総合支援協議会より委託するため、不要になった委託料117万円を減額いたしております。

商工費では、人事異動に伴う職員人件費として108万円を減額いたしております。

土木費の土木管理費では、同じく人事異動に伴う職員人件費等2,198万円の減額、道路橋りょう費では市内道路の舗装及び側溝等の修繕料に400万円、市内幹線道路の除草や街路樹の剪定業務等の道路維持管理委託料250万円をそれぞれ増額いたしております。

都市計画費では、県が施工する仮家大膳橋線街路事業に伴う地元負担金として1,875万円、公共下水道事業特別会計繰出金に1,691万円をそれぞれ増額いたしております。

次に、第42号議案平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、まず歳入として、前年度からの繰越金で下水道施設改良基金費に積み立てるため、今回繰越金を200万円増額いたしております。

歳出として、人事異動に伴う職員人件費を300万円減額、下水道施設の老朽化に伴う改修と公共下水道への切り替えに備え、下水道施設改良基金費を500万円増額いたしております。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ200万円増額し、予算の総額を9,518万円とするものであります。

次に、第43号議案平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、まず歳入として受益者負担金賦課対象土地の徴収猶予土地及び減免対象土地の増加に伴い、受益者負担金を752万円減額、公共下水道建設事業にかかわる補助基準の緩和措置に伴い、国庫補助金を1億円増額、一般会計繰入金1,691万円増額、公共下水道使用料の増収に伴う借受消費税の増加により、消費税還付金417万円減額、国庫補助金の増額に伴い、公共下水道事業債を1億420万円減額いたしております。

歳出におきましては、人事異動に伴う職員人件費を102万円増額しております。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ102万円増額し、予算の総額を20億5,722万円とするものであります。

以上、3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

第４０号議案平成２０年度中間市一般会計補正予算（第３号）に対する反対討論をさせていただきます。

２０年度予算で上げていました環境の里づくりの予算２，８４７万１，０００円が、今回全額減額補正されています。これはもともと環境の里づくりに対する理念が、明確につくられないまま、思いつきでスタートしたような事業ではなかったのでしょうか。いきなり頓挫するようなことを、この事業を市制５０周年記念事業として計画しないでいただきたかった。この２，８００万ものお金が余分にあるならば、子どもや市民の安全を守るために、学校校舎の耐震化工事のペースを前倒しするために使っていただきたかったと、私は思います。

さらに、４７号議案に出ている国保税における均等割額を増税するぐらいなら、今回の一般会計から国保会計へ補正予算４６１万円をもっと増額し、市民にできるだけ負担をかけないようにすべきであったと私は思います。

以上のことから、第４０号議案平成２０年度中間市一般会計補正予算（第３号）に私は反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで討論を終結いたします。

これより第４０号議案から第４５号議案までの平成２０年度各会計補正予算の６件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第４０号議案平成２０年度中間市一般会計補正予算（第３号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第４０号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第４１号議案平成２０年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第４１号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４２号議案平成２０年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第４２号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４３号議案平成２０年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第４３号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４４号議案平成２０年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第４４号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４５号議案平成２０年度中間市病院事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第４５号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第 7. 第 4 6 号議案

日程第 8. 第 4 7 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 7、第 4 6 号議案及び日程第 8、第 4 7 号議案の条例改正 2 件を一括して議題とし、保健福祉委員長の報告を求めます。井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 4 6 号議案及び第 4 7 号議案の条例改正 2 件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第 4 6 号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、平成 2 1 年 1 月から産科医療保障制度が創設されることに伴い、出産育児一時金に加算する額を設けるものとなっております。

この制度は、分娩の際の事故により、出生した子が脳性麻痺にかかり、かつこれにより生じた身体の障害の程度が重度である場合に、療育に係る費用の一部を保証するものですが、掛金の 3 万円は出産する人の負担となることから、現行の出産育児一時金の額 3 5 万円に対して、3 万円を限度に加算して支給することで負担の軽減を図るものです。

なお、この条例の施行日は平成 2 1 年 1 月 1 日となっております。

次に、第 4 7 号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

平成 1 9 年度における特別会計中間市国民健康保険事業歳入歳出決算は、収支差し引き額において 7 億 6, 5 0 0 万円余りの歳入不足となっております。

また、国保被保険者のうち、7 5 歳以上の人々が後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成 2 0 年度の国保税賦課額において、応能割と応益割とのバランスが崩れており、応益割の率は 4 4. 9 9 % となっております。

地方税法及び同法施行令には、前年度もしくは当該年度の応益割合が 4 5 % から 5 5 % の範囲内にあることが、現行の 7 割 5 割 2 割とする保険税軽減割合を適用できる要件とされていることから、現行の税率では平成 2 1 年度の保険税軽減割合は 6 割 4 割とすることが求められることになり、現在、保険税の軽減を受けている低所得者には、大きな負担増となることから、国保会計の赤字解消と低所得者の負担軽減の堅持の両面から、国民健康保険税を改定し、均等割額を 4, 0 0 0 円引き上げ 1 万 9, 6 0 0 円とすることについて提案されたものです。

なお、この条例の施行日は平成 2 1 年 4 月 1 日となっております。

討論において委員から、値上げはやむを得ないが、4, 0 0 0 円は負担が大きい、1, 2 0 0 円でも応益割合は 4 6 % を維持できるのではないかとの反対意見がありました。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第４６号議案は全員賛成で、第４７号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

第４７号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論いたします。

７５歳以上の高齢者を別枠に囲って、医療を差別するため、うば捨て山と呼ばれ廃止を求める声が広がっている後期高齢者医療制度の発足によって、７５歳以上の人が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したため、国民健康保険税において応益割率が、平成１９年度４８．１０％から平成２０年度４４．９９％になり、低所得者に対する保険税軽減率が、現行７割５割２割の適用が法的にできない状況になっております。

この条例は、応益割率４５％以上を維持し、現行の低所得者に対する保険税軽減割合を引き続き実施していくためと、あわせて７億６，５００万円の赤字解消のために保険税を４，０００円引き上げるというものです。保険税が引き上げられると、今でさえ市民の間で国民健康保険税が高すぎる、とても払いきれないとの悲鳴が上がっている中、保険税を払えず国保証を取り上げられる世帯や、無保険の人がますます増え、医者にかかれず、手遅れによる死亡者が出るのではないかと危惧されます。

しかし、応益割率４５％以上を維持し、現行の低所得者に対する保険税軽減割合を実施するために、保険税の引き上げはやむを得ないといえますが、１，２００円の引き上げで応益割率４６％を維持できることから、４，０００円の引き上げではなく、最小限に抑えるべきです。

さらに、今日の国保財政の危機は、政府が１９８４年の国保法改悪で、国庫負担率を医療費の４５％から３８．５％に引き下げたことが直接の大きな原因であり、国保財政の赤字を解消するためには、第１に国庫負担率をもとの４５％に戻させること。第２に一般会計からの繰入金を増額を図ること。第３に予防医療から治療、リハビリテーションを一体化した総合的な地域医療の確立に取り組むことです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに。佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

４７号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する反対討論をさせていただきます。

国保会計の累積赤字７億６，０００万円を穴埋めするためと、応益割合４５％を維持するために今回の条例案が出てるわけですが、均等割額の国保税を増税するという条例案ですが、国保会計をこれほどまでに赤字を膨らませたのは、確かに市民の側にも責任があるでしょうが、市の執行部側の責任のほうが責任は大であります。どれだけ予防医療の必要性を市民に啓発し、その情報を発信してきたのか、そういった努力の姿が見えてきません。執行部側が努力もせずに、ツケは全て市民に押しつけてしまう体質は、今回を機に改めるべきであります。私も国民健康保険運営協議会の委員の１人ですが、予防医療に対する協議などした記憶はございません。

さらにまた、緊急性を伴わないような、塘ノ内砂山線、ほか２路線の改築工事に昨年度と今年度で補助金や交付税措置があるにせよ、５億円近くもかけるお金があったならば、また二タ股中牟田線道路改良工事に、昨年度から２２年度まで合計７億５，０００万円近く事業にお金をかけるならば、その他成功の見込めない開発や、不要不急と思われる道路新設に投入するお金があるならば、まずは国保会計を健全化するために一般会計から繰り出しする額を増額すべきだと私は考えます。

市民にばかり負担を押しつける、このやり方は間違ってると思いますので、４７号議案に私は反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第４６号議案及び第４７号議案の条例改正２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第４６号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、第４６号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第４７号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第４７号議案は原案のとおり可決されました。

日程第９．第４８号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第９、第４８号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、保健福祉委員長の報告を求めます。井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４８号議案について審査を行いましたので、その概要と結果を申し上げます。

今回の規約の変更は、福岡県後期高齢者医療広域連合の議員の定数３４人を、平成２１年３月３１日までは７７人とする経過措置を、平成２３年３月３１日まで延長するとともに、広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の負担割合を、均等割は２％を７％に、高齢者人口割は４８％を４６．５％に、人口割は５０％を４６．５％に変更するものとなっております。

なお、広域連合の規約の変更につきましては、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから提案されたものであります。

討論において委員から、共通経費の負担割合の変更によって、中間市の負担が増えることになるから反対しますとの意見もありました。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

第４８号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論いたします。

この条例は、後期高齢者医療の広域連合の議員定数７７名を平成２１年３月３１日から３４名にする規約を変更し、平成２３年３月３１日まで現行の７７名にするというものです。また、共通経費の負担割の変更も提案されております。

住民の意見を幅広く反映するために、議員を多くすることは賛成いたします。しかし、

共通経費負担の割合では、均等割が２％から７％に、高齢者人口割が４８％から４６．５％、人口割が５０％から４６．５％に変更され、中間市は３６万円の負担増になることから反対いたします。

最後に日本共産党は、７５歳という年を重ねただけで、差別医療をする後期高齢者医療制度の廃止を政府に引き続き求めています。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第４８号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第４８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１０．第４９号議案

日程第１１．第５０号議案

日程第１２．第５１号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１０、第４９号議案から日程第１２、第５１号議案までの市道路線関係３件を一括して議題とし、建設上下水道委員長の報告を求めます。片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４９号議案から第５１号議案までの市道路線の３件につきまして、建設上下水道委員会で審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、第４９号議案中間市道路線の廃止について申し上げます。

初めに、遠賀橋西側に位置する村９号線及び村１１号線は、主要地方道中間宮田線の垣生アンダー道路改良工事に伴い、垣生地区の市道路線の再編成を行う必要が生じたため、いったん路線の廃止を行うものであります。

次に、底井野小学校北東側に位置する御座ノ瀬１号線、御座ノ瀬３号線、中ノ谷４号線及び中ノ谷７号線につきましては、上底井野地区における市街化区域の環境整備及び開発

促進を図るため、新たな市道路線の認定が必要となりましたことから、いったん路線の廃止を行い、市道路線の再編成を行うものであります。

以上により、今回廃止いたします路線は6路線であります。

次に、第50号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

初めに、村羅漢線は、主要地方道中間宮田線の垣生アンダー道路改良工事に伴い、遠賀橋西側から市営球場入り口交差点までの区間が新設されますことから、旧道部分を県から管理移管を受けたことによる認定であります。

また、村猿喰2号線、村猿喰3号線、峯地1号線及び峯地2号線につきましても、この道路新設に伴い、側道を県から管理移管を受けたことにより認定するものであります。

村9号線は、先ほど市道路線の廃止の村9号線で報告しましたように、いったん市道を廃止し、市道路線を再編成するため、再度認定するものであります。

次に、底井野小学校北東側に位置する御座ノ瀬1号線、熊山1号線及び御座ノ瀬中ノ谷線については、当該地区の道路網整備のため、いったん路線を廃止し、新たに市道路線の再編成を行うため、再度認定するものであります。

次に、御座ノ瀬中ノ谷線バイパスについては、底井野小学校北東側に位置する上底井野地区内の市道路線の一部が狭いため、離合はもとより、緊急車両の通行にも支障を来しておりますことから、主要地方道中間宮田線と市営球場2号線を結ぶ道路整備を行うことにより、当該市街化区域内の環境整備及び開発促進を図るため認定するものであります。

最後に、御館7号線はJR中間駅東側に位置し、従来より当該地区住民の生活道路として利用されているため認定するものであります。

以上により、今回認定いたします路線は、11路線であります。

次に、第51号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回変更いたします路線は、水入百畳町線であります。この路線は中間市大辻町地区と八幡西区香月地区を結ぶ道路で、福岡県立養護学校北九州高等学園東側に位置する北九州市側の道路整備に伴い、本市においても今回あわせて道路整備を行ったもので、この道路整備により終点位置を北九州市との境界まで延長するため、区域の変更を行うものであります。

以上、3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、第49号議案市道路線の廃止及び第50号議案市道路線の認定については賛成多数、第51号議案市道路線の変更については全員賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第50号議案について反対討論を行います。

このうち、路線ナンバー3211御座ノ瀬1号線、それと3214御座ノ瀬中ノ谷線バイパスについて反対討論を行います。

御座ノ瀬線1号及び御座ノ瀬中ノ谷線バイパスを新たに市道認定し、バイパス道路等の建設を行うというものですが、これこそ全く不要なもの、無駄遣いという以外はないと断じざるを得ません。市有地が存在し、それを生かすための道路建設というのであればまだしも、民間の開発を期待し、そのために山林といったら若干大げさになりますが、かなり高低差のある雑木林、こうした土地などを買収し、幅9メートル、長さ560メートルものバイパス道路の建設を行うというこの事業、市民の税金、国民の税金を使い道路建設業者や、道路周辺の土地の評価額が上がった一部土地所有者、また開発業者の利益を保障してやるかのようなこの事業は一体だれのための事業かと疑わざるを得ないものであります。

アメリカ発金融危機に始まった世界的不況は、外需頼みの日本経済を直撃し、自動車産業を初め、家電産業など契約社員、派遣社員を首切りに走る、また中小企業が深刻な事態を迎えるなど、日本経済が未曾有の不況に陥ろうとするときに、このような事業を計画することは到底認めるわけにはいきません。

このような無駄な道路建設に血道を上げるのではなく、国が譲渡したがってる雇用促進住宅を低価格で安心して住める市営住宅として整備することを要求するものです。

また、今回の市道路線が取り巻いている御座ノ瀬山は、中間市の中でも数少ない史跡の一つであります。道路はつくるが、史跡は荒れ放題、これでは文化のまちというものが泣こうというものであります。垣生公園、御座ノ瀬山、猫城址等々市民の憩いの場として整備し、文化の町としての中間市を市内外にアピールするのも大切な事業ではないでしょうか。

以上、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

49号議案中間市道路線の廃止についてと、50号議案中間市道路線の認定について反対討論をさせていただきます。

49号議案にあります御座ノ瀬1号線、御座ノ瀬3号線及び中ノ谷4号線、中ノ谷7号線の廃止に伴う50号議案における、路線番号3211の御座ノ瀬1号線及び御座ノ瀬中ノ谷線、御座ノ瀬中ノ谷線バイパスの新設は、企業誘致を目的とした民間による開発を目

的とするならば、私は賛成することができません。

金融危機の今日、自動車生産の大幅な下方修正による減産により、人員の大量解雇や、下請け企業の倒産が相次いでいます。五楽虫生津地域の工業団地の整備計画とリンクして、御座ノ瀬地区も企業誘致をもくろんでいたとするならば、今のご時世では北九州市と合併するならともかく、中間市単独行政を堅持する限り、企業の誘致は絶対見込めないと私は思います。

トヨタ宮若工場では8月の860名の解雇に次いで、年明けの1月には、さらに800名の解雇が予定されてるということも聞きます。宮若市におきましては、今年度予定されました法人市民税7億円が、今回ゼロになるということも聞いております。このような状態の中において、企業誘致ばかりが目的でないにしろ、中間市行財政集中改革プランの進行中の今日、緊急性のない道路の新設には断固反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第49号議案から第51号議案までの市道路線関係3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第49号議案中間市道路線の廃止についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案中間市道路線の認定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、請願第2号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、請願第2号小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書を議題とし、市民文教委員長の報告を求めます。掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、市民文教委員会に付託されました、請願第2号小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

この請願の趣旨は、学校給食は法のもとで食育という名の教育の一環であり、これからの中間市を背負っていくべき子どもを、食を通じて育てていくことが市の責任である。

また、本市の学校給食は、地元の農産物を活用し、もろもろの工夫を凝らした県下でも名高い給食であり、民間に任せて維持できるのかという懸念から、小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求めるというものでございます。

討論におきまして委員から、請願に対する賛成意見として、小学校給食検討委員会の全員一致の理解を得てからでも遅くはないのではないかと。また、反対意見として、民間だから食の安全が保証できないということはなく、食の安全を第一に民営化にすることには賛成だという意見が出されました。

最後に採決をいたしましたところ、賛成少数で不採択となった次第でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

請願第2号小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願に対する賛成討論を、日本共産党議員団を代表して行います。

教育は、将来の日本を担う子どもを育てていく上で、国や自治体が責任を持たなければならないものであります。

さて、学校給食は食育であり、教育の一環であるということは市長も教育長も認めているところであるならば、教育の場に民間を導入するということは、自らの責任を放棄したと見られても仕方のないことではないでしょうか。

今回の事案は、教育的観点から見るのではなくて、正規の職員よりも民間に委託したほ

うが賃金が低いから、市の予算からの持ち出しが少なくて済むという、ただその1点のみで導入する。こうしたことは教育現場ではあってはならないものと思います。

しかも市長は、この民間委託に際しては、親の同意が前提であると、この本会議の場で言明をしているのです。8,058名となる署名の今回の請願、市民の皆さん、保護者の皆さんが同意をしていないということを示しているのは明白であります。

学校給食に携わる職員の勤務時間や給与問題等、労働条件については議論の必要があると思いますが、現在の栄養士と調理員の緊密な連携を打ち切り、今日まで長年にわたってつくり上げてきた安全安心な体制を損ねるようなことはあってはならないと考えます。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

請願第2号に対する反対討論をします。昨日、請願第2号に伴う署名を見させていただきました。直筆であるか否かは別としましても、実に8,006名もの小学校給食の民間委託に対する懸念を抱いている市民が、こんなにたくさんおられたんだということを改めて痛感しました。これは民意であることは間違いございません。北九州市との合併を求める5,897名の有効署名があるにもかかわらず、その民意を無視する発言をした松下市長の轍を、私たち議会は踏んではならないと思います。

しかしながら、この請願を見る限りにおきましては、食育や食の安全を維持するためには、民間委託では無理だから、現体制である現業の正職員、平均給与750万円以上の正職員による調理が望ましいという趣旨のように見受けられますが、この論理から見ると正職員1名、嘱託職員、臨時職員5名で、食育や食の安全を維持しているさくら保育園の調理体制や、正職員1名、嘱託職員及び臨時職員10名で患者一人一人にあわせた複雑な病院食を賄い、食の安全性を維持している市立病院の雇用体制と矛盾いたします。民間委託がダメだから、即現体制ではなく、さくら保育園や中間市立病院の体制という選択肢もあってもいいのではないのでしょうか。さくら保育園、市立病院の調理体制にすれば、人件費の削減による行革目的も達成できるのですから、執行部のほうも再検討してみる余地があるのではないのでしょうか。

再検討する余地があるにせよ、来年4月からモデル校として1年間に限って底井野小学校で使用期間を区切って始めることが決まった以上、現体制でなければ食育や食の安全を維持できないという根拠がない以上、まずは民営化を初めて見るべきであると私は思います。しかしながら、何か問題があれば、即中断するという条件つきで、業者と契約することが肝要かと私は思います。

くれぐれも食の安全性の維持向上と、アトピー対応の献立というよき伝統を継承できるよう、教育委員会がしっかりと業者を指導、監督してもらうことをお願いし、請願第2号

小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願に反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで討論を終結いたします。

これより請願第2号小学校の給食を民間に委託する計画の撤回を求める請願書を起立により採決いたします。本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

日程第14．意見書案第22号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、意見書案第22号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書案の趣旨説明を行います。

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発しております。

特に、事故米問題では、農林水産大臣や同事務次官が辞任する極めて異例な事態に発展いたしました。業者の生命軽視の行為は厳しく罰せられるべきであります。それ以上に国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかっただけでなく、被害を拡大させた責任は重大であります。国民の不信、怒りは極めて大きいものであります。

現在、農水省では農林水産省改革チームを設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところではあります。今後同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したいと考えるものであります。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しております。政府の消費者行政推進会議の報告書によりますと、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっております。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するために、内閣府のもとに消費者庁を早期創設し、ここを起点に各省庁横断的な消費者行政を推進すべきものと考えま

す。

つきましては、政府において５項目にわたり対策を講じられるよう強く要望するものがあります。

以上、議員の皆様のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第２２号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第２２号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第２２号は原案のとおり可決されました。

日程第１５．意見書案第２７号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１５、意見書案第２７号非正規労働者の労働条件確保に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第27号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第27号非正規労働者の労働条件確保に関する意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第28号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第16、意見書案第28号社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の見直しを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第28号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第28号社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の見直しを求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第29号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第17、意見書案第29号妊婦健診の無料化と出産一時金の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。意見書案第29号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第29号妊婦健診の無料化と出産一時金の拡充を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第35号議案(平成19年)

○議長(井上 太一君)

次に、日程第18、第35号議案中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、所管の総務委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第19. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成20年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 佐 々 木 晴 一

議 員 下 川 俊 秀